

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）	
）による改正後の災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	．．．．． 1
○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	．．．．． 2
○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）	．．．．． 3

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）による改正後の災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（災害時における車両の移動等）

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしなかった場合

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5（9）（略）

第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道（同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

2 国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

#### ○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（災害時における車両の移動等の手続等）

第三十三条の三 道路管理者は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

2 法第七十六条の六第一項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

第三十三条の四 法第七十六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定に

よる指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われぬおそれがあるときに行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第七十六条の七に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2 第三十三条の三第一項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

### ○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）（抄）

（災害対策基本法施行令の規定の読替え適用）

第八条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

2 原子力緊急事態宣言があつたときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条	第八十三条第二項	第八十三条第二項又は第八十三条の三
	法第六十四条第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される
	同条第七項	法第六十四条第一項
第二十九条第二項	公示	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に報告

第三十二条第一項から第三項まで		法第七十六条第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される
第三十二条の二		法第七十六条第一項	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される
第三十二条の二第二号及び第三十三条第一項		災害応急対策	緊急事態応急対策
第三十三条の二		法第七十六条の五	原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される 法第七十六条の五
		災害応急対策	緊急事態応急対策
第三十三条の三	法		原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される
	法		原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される
第三十三条の四	法		原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される
		同条第三項	法第七十六条の六第三項
		災害応急対策	緊急事態応急対策
第三十三条の五第一項	法第七十六条の六第一項		原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される
	及び		並びに原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される

3 原子力緊急事態宣言があった時以後における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)